

平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会議事録

鎌ヶ谷市農業委員会会長葛山繁隆は、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 平成30年12月4日（火） 午後4時00分

2 出席委員

農業委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 葛山 繁隆 委員 | 2. 古川 和昭 委員 | 3. 石原 和弘 委員 |
| 4. 鈴木 一男 委員 | 5. 山田 芳裕 委員 | 6. 奥山 喜和子委員 |
| 7. 浅海 博行 委員 | 8. 石井 栄一 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 鈴木 有光 委員 | 11. 川村 誠司 委員 | |

農地利用最適化推進委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 鈴木 吉夫 委員 | 澁谷 好治 委員 | 濱田 光一 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

- 事務局 長 佐山 佳明
事務局次長 浅海 一洋
主任主事 山田 亮

4 会議日程

議事録署名委員の指名について

議事

- | | |
|---------------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について | 2件 |
| 議案第3号 農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 2件 |
| 報告第2号 農地法第4条の規定による転用届出について | 5件 |
| 報告第3号 農地法第5条の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 2件 |
| 報告第5号 軽微な農地改良の届出について | 1件 |

5 開 会 午後4時00分

葛山 議長 ただいまの出席委員は11名です。定足数に達しておりますので、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

葛山 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

6番、奥山喜和子委員

7番、浅海博行委員を指名いたします。

葛山 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は1班です。石井栄一班長より総括的な報告をお願いいたします。

石井 班長

議長

葛山 議長

8番、石井栄一班長

石井 班長

1班の現地調査の報告をいたします。

11月28日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員4名、葛山会長、浅海会長職務代理者、事務局職員3名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について2件、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について2件の合計4件です。

1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で1班の総括報告を終わります。

葛山 議長

ありがとうございました。それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

葛山 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事

議長

葛山 議長

山田主任主事

山田主任主事

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1でございます。

本申請は、譲渡人は鉄道用地として農地を取得していましたが、鉄道計画の廃止によって、当該土地が不要となり、譲受人は大柏川第2調整池事業のために譲渡する農地の代替地として取得しようとするものです。

申請地は、畑1筆、面積410平方メートルの普通畑です。

営農計画は、キウイフルーツ等の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.5ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作要件等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

澁谷 委員 議長

葛山 議長 澁谷推進委員

澁谷 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施いたしました。

現地は、畑1筆、面積410平方メートルの普通畑として管理されてきました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、申請地の一部を堆肥置場として利用したいとの意向であったことから、臭い対策について質問したところ、シートを被せるなどの対応を考えているとの回答でした。次に、ヤードで申請地を囲うことについて、周囲への農薬飛散や子供等の侵入トラブルを避けるために設置するものであり、申請地は適切に耕作するものであることを確認しました。次に、申請地の一部が湧き水により浸食されているため、活用計画を確認したところ、埋め立てて農地として耕作するとのことであり、埋立ては自己所有農地の土を利用するとの回答でした。なお、自生している樹木については伐採するとのことでした。また、埋立てを行う場合、内容により「軽微な農地改良の届出」が必要となるので、事業開始1カ月前までに手続きを行うよう伝えました。最後に、営農後3年間は転用できない旨を周知しました。

書類審査・現地調査・審査会の結果、問題はないものと思われま。

皆様のご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2でございます。

本申請の申請地は、譲渡人が鉄道用地として農地を取得したのですが、鉄道計画が廃止となり、当該申請地が不要となったため元所有者である譲受人に譲渡するものです。

申請地は、畑1筆、面積845平方メートルの梨畑です。

営農計画は、梨の作付けを行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.2ヘクタール以上となり、年間の従事日数は300日で、専農従事者数は3名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作要件等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

濱田 委員 議長

葛山 議長 濱田光一推進委員

濱田 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2の調査報告をいたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積845平方メートルの梨畑として適切に耕作されました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今後の適正な耕作の実施並びに営農後3年間は転用出来ないことを周知しました。

書類審査、現地調査、審査会の結果、問題はないものと思われま

皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

葛山 議長 続いて、農地法に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1、審議番号2は関連していますので、一括審議としたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

葛山 議長 ご異議なしと認め、審議番号1、審議番号2は一括審議といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括してご説明いたします。

申請地は、審議番号1が、畑1筆、面積9.02平方メートルで審議番号2は、畑1筆、面積99平方メートルで、共に現況は宅地です。

当該地は、いずれも平成30年5月24日に相続で取得した農地です。

また、申請理由は、共に地目変更です。

当該地は、平成8年3月6日撮影の航空写真により20年以上前から宅地の状態であったことが確認できます。また、この間農地法第51号の違反転用に對する処分も受けていません。

以上です。

葛山 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

葛山 議長 10番、鈴木有光委員

鈴木 委員 議案第2号農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について、審議番号1及び審議番号2は関連していますので、一括して調査報告いたします。

審議番号1は、畑1筆、面積9.02平方メートルで、審議番号2が、畑1筆、面積99平方メートルで、いずれも現況は宅地となっていました。

転用後は、20年以上経過していることが本証明の条件であります。事務局説明のとおり条件を満たしていることは明らかであります。

書類審査、現地調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、ご審議の程よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

葛山 議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 無ければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定することにご異議の無い方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第2号は可決されました。

葛山 議長 続いて、議案第3号農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について、を議題といたします。

葛山 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

山田 主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定について、を説明いたします。

農地法第3条では、農地の所有権移転や貸し借りをを行う場合は、譲受人の資格要件として、北海道を除き、取得後の農地面積の合計が50アール以上でなければならないとされていますが、これを下限面積と言います。

この下限面積にとらわれず、別段の面積を設定する場合は、農地法施行規則第17条第1項に基づき、自然的、経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること、面積は10アール単位で、10アール以上であること、定めようとする面積未満での営農者が設定地域内の40パーセントを下らないことと規定されています。

また、第2項では遊休農地が多い場合に、新規就農促進の必要性がある場合の特例が規定されています。

なお、下限面積につきましては、国からの通知により、毎年設定又は修正の必要性を検証し審議することとされています。

当市の状況ですが、第1項関係は、市内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が、全農家の約7割を占めており、また、第2項関係につきましては、市内の遊休農地率が0.5パーセントと低い現状にあります。

このことから、昨年に引き続き、対象地区を市内全域とし、下限面積を50アールとして別段の面積設定は必要ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

葛山 議長 それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

葛山 議長 なければ、質疑を終了いたします。

それでは、採決をいたします。

議案第3号について、事務局の説明のとおり決定とすることにご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

葛山 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

葛山 議長 以上で本日の審議案件はすべて終了いたしました。
続いて、報告事項を議題とします。
報告第1号から第4号までを報告いたします。

葛山 議長 事務局の報告をお願いいたします。

山田主任主事 議長

葛山 議長 山田主任主事

山田主任主事 議案書の6ページをご覧ください。
報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について2件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。
続いて、議案書の7ページから8ページまでをご覧ください。
報告第2号農地法第4条の規定による転用届出について5件、報告第3号農地法第5条の規定による転用届出について3件の計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。
続いて、議案書の9ページをご覧ください。
報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について2件につきましては、事務局において現地調査をしたところ、いずれも農地として耕作されておりましたので、会長専決により証明書を発行いたしました。
続いて、議案書の10ページをご覧ください。
報告第5号軽微な農地改良の届出について1件につきましては、内容に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。
以上です。

葛山 議長 ただいま報告があったとおりでございますのでご了承願います。

葛山 議長 これにて本定例総会に上程されました案件の審議は、すべて終了いたしました。
以上で、平成30年鎌ヶ谷市農業委員会第12回定例総会を閉会いたします。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

平成30年1月9日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 葛山 繁隆

鎌ヶ谷市農業委員会委員 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子